

令和8年度 教育・保育施設等入所案内 (2号・3号認定)



【申込み受付場所および受付時間】土曜、日曜、祝日を除く

受付場所	住 所	電話番号	受付時間
子ども育成課	山王一丁目1-1	888-5692	8:30~17:15
子育て相談支援課 (子育て交流室)	東通仲町4-1 (アルヴェ5F)	887-5340	9:00~17:15
西部市民サービスセンター	新屋扇町13-34	888-8080	8:30~17:15
南部市民サービスセンター	御野場一丁目5-1	838-1215	8:30~17:15
北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3-1	893-5983	8:30~17:15
雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48-1	886-5525	8:30~17:15
河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎38-2	882-5131	8:30~17:15
公立保育所	P11をご覧ください		8:30~17:00

秋田市子ども未来部 子ども育成課
本庁舎2F TEL 018-888-5692

発行：令和7年10月（令和8年1月改訂）
内容は発行時点のものであり、今後変更となる場合があります。

もくじ

1 教育・保育施設の利用について	P 1・2	施設一覧	
2 手続きの流れ	P 2	○ 認可保育所	P 11
3 入所期間について	P 3	○ 認定こども園	P 12
4 利用調整（入所審査）について	P 3・4	○ 小規模保育事業	P 13
5 申請書と同時に必要な書類	P 4・5	○ 事業所内保育事業	P 13
6 出産前の仮申込みについて	P 5	○ 幼稚園（新制度）	P 13
7 届出内容の変更について	P 6	○ 企業主導型保育事業	P 14
8 入所後に育児休業を取得する場合	P 6	○ 幼稚園（新制度未移行）	P 14
9 入所後の現況届について	P 6	○ 認可外保育施設	P 14
10 保育料について	P 6・7		
11 保育料助成について	P 7	保育料市徴収基準額表	
12 副食費助成について	P 8	2号・3号認定保育料	P 15・16
13 保育料減免について	P 8		
14 保育料以外にかかる費用について	P 8		
15 その他の保育事業等について	P 9・10		

1 教育・保育施設の利用について

教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業）を利用する際は、保護者の状況やお子さんの年齢に応じた「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。

（1）認定の種類

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる教育・保育施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園(教育利用)
2号認定 (保育標準時間/保育短時間)	3～5歳	あり	保育所、 認定こども園(保育利用)
3号認定 (保育標準時間/保育短時間)	0～2歳	あり	保育所、認定こども園(保 育利用)、小規模保育事業、 事業所内保育事業

※3号認定のお子さんが満3歳に達した場合、市が職権で2号認定に変更します。

（2）教育・保育施設の概要

施設の種類	施設の概要
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行なう施設
保育所	就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行なう施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設
地域型 保育事業	小規模保育事業 0歳～2歳児を対象に、定員19人以下の小規模な環境で保育を行なう施設
	事業所内保育事業 0歳～2歳児を対象に、事業所の保育施設で従業員のお子さんと地域のお子さんと一緒に保育する施設

※小規模保育事業・事業所内保育事業は、満3歳になる年度で卒園となり、卒園後は連携施設への入所が優先されます。

(3) 施設を利用するかた

保育の理由	保護者の状況	利用できる期間
就労	月6~4時間以上働いているかた(就労予定含む)	最長、就学前まで
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なかた	産前産後各8週(P3参照)
疾病・障がい	病気や障がいのため保育が困難なかた	療養を必要としなくなるまで
當時介護等	同居の親族を當時介護または看護しているかた	介護を必要としなくなるまで
災害復旧	震災・火災等の災害復旧に当たっているかた	必要な期間
求職活動	仕事を探しているかた	約90日(P3参照)
就学	月6~4時間以上大学や職業訓練校などに通っているかた(※通信教育は対象外)	通学期間中
DV等	虐待や配偶者からの暴力のおそれがあるかた	必要な期間
育休継続	育休中も継続して保育が必要と判断されるかた	育休期間

(4) 利用できる時間(保育必要量)

保育必要量は、標準時間(1日最大11時間利用)と短時間(1日最大8時間利用)があり、保育を必要とする事由や状況に応じ選択することができます。ただし、求職活動を理由とする場合は、短時間での利用となります。

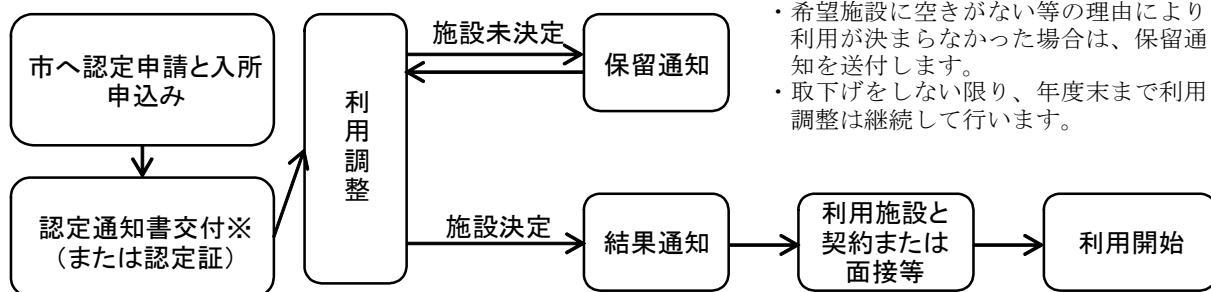
※標準時間、短時間ともに利用できる時間帯は施設により異なります。(P11~13参照)

※標準時間、短時間ともに延長保育を利用することができます。(P9参照)

2 手続きの流れ

認定の申請および施設への入所申込みを行うには、「**教育・保育給付認定申請書(兼保育利用申込書)**」、**健康等調査票**および必要書類(P4~5参照)の提出が必要です。これらの様式は、表紙に記載した受付場所に備え付けているほか、秋田市ホームページにも掲載しています。また、電子申請も可能です。(P10参照)

なお、手続きの流れは、次の図のとおりです。



※ 認定通知書(または認定証)は認定内容が記載されており、施設利用の際に必要になります。認定申請を受けた際は、原則認定通知書を交付しますが、希望があった場合は認定証を交付します。

なお、認定証の場合は、認定内容に変更が生じた場合に返却の義務があるなど、管理が必要となりますので、認定通知書の交付を推奨しています。

※ 入所が決定した後に、「遠くて通えない」「園の方針が合わない」などの理由で取下げをされるかたがいます。希望する施設の情報は事前に確認しておきましょう。(あらかじめ施設へ問合せをしたり、見学会などに積極的に参加しましょう。)

※ 保育所に入所する意思がないのにもかかわらず、育児休業給付金の延長を目的に保育所への申込みを行う場合や、やむを得ない理由なく決定(内定)を辞退した場合は、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

3 入所期間について

(1) 入所できる期間

- ・教育・保育施設への入所期間は、生後8週経過以降から就学前までの認定が有効な期間となります。(施設により入所年齢に制限を設けている場合があります。)
- ・小規模保育事業・事業所内保育事業・一部の施設では、満3歳になる年度で卒園となります。
- ・育休から復帰したかたや就労が決まったかたは、「ならし保育」として、職場復帰日または就労開始日を含む14日前から入所することができます。ただし、入所年度と異なる年度のならし保育は利用できません。

(2) 期限付入所について

- ・求職活動理由での入所は、入所日から90日経過した日が属する月末までです。期限内に就労が決まった場合は、変更申請により継続入所が可能です。
- ・妊娠・出産理由での入所は、出産予定日を基準に、産前8週から産後8週経過日の翌日が属する月末までです。

(3) 退所について

- ・秋田市から転出する場合は、転出日の前日までの入所となります。
- ・入所できる基準に該当しなくなった場合は、退所となります。
- ・入所期間途中で退所する場合は、事前に施設にご連絡ください。
※認可保育所の場合は、退所する1週間前までに市へ退所届を提出してください。

4 利用調整（入所審査）について

(1) 令和8年度入所利用調整（審査）日程

利用調整（審査）	申 請 期 間	審 査 日	通 知 日
第1回目審査	令和7年11月4日～7年11月28日	令和8年1月5日～	1月下旬
第2回目審査	令和7年12月1日～8年1月30日	令和8年2月2日～	2月下旬
第3回目審査	令和8年2月2日～8年2月27日	令和8年3月2日～	3月上旬
第4回目審査	令和8年3月2日～8年3月9日	令和8年3月10日～	3月中旬
年度途中審査	令和8年3月10日以降、随時受付	原則10日・25日	審査後隨時

- ・施設の受入準備のため、年度途中審査による実際の入所日は、原則として審査日から約3週間経過後の1日または15日になります。
- ・審査日・通知日は変更する場合があります。
- ・各審査の申込み期限は審査日の前日（休日の場合は直前の平日）までとします。
- ・広域入所申請（P10参照）の場合は、第1回目審査から第4回目審査までの間に申請いただき、第4回目審査後に審査を行います。
- ・広域入所申請の年度途中審査の場合は、通常の審査後に入所審査を行います。

(2) 利用調整（審査）方法

利用調整（審査）は、保護者の保育を必要とする理由や世帯の状況に応じて指数を付し、指数の高いかたから順に、希望する施設の受入可能状況により入所を決定します。

◆優先度の目安

	保育の中心者の状況	世帯の状況
高い ↑ 指 數 ↓ 低 い	虐待やDVなど特別の支援を要する場合 就労、介護、就学 疾病・障がい、妊娠・出産等 求職活動（就労先未定）	産休・育休明け入所 ひとり親世帯または生活保護世帯 きょうだいでの入所 その他の世帯

(3) 利用調整(審査)結果通知

- ・利用調整(審査)結果は、文書で通知します。
- ・入所決定後の入所日変更はできません。(取下げし、再度申込みが必要です。)
- ・入所が決定しなかったかたは、年度内に限り継続して審査を行います。
- ・入所が決定しなかったかたの継続審査の結果は、決定したときのみ通知します。
- ・希望の施設や入所日を変更した場合は、変更した日が申込日となります。
- ・年度途中の施設の受入可能状況は、ホームページでご確認ください。
- ・入所決定後に取下げする場合は、速やかに子ども育成課までご連絡ください。入所日までにご連絡がない場合は、保育料がかかります。(0~2歳児クラスの場合)

(4) 転園について

教育・保育施設に現在入所中のお子さんで、転園を希望する場合は、通常の申請と同様の手続きが必要です。

- ・転園日は、希望月の1日付けになります。月の途中での転園はできません。
- ・年度途中審査による転園日は、原則、審査日から約3週間経過後の1日付けとなります。(審査日が10日の場合は翌月1日付け、25日の場合は翌々月1日付け)
- ・育児休業期間中の転園はできません。(満3歳になる年度で卒園となるお子さんの新規申請を除く。)
- ・転園決定通知の到達後3日以内であれば、辞退(取下げ)を受付しています。期限を過ぎた後に辞退する場合は、現在入所中の施設での継続入所を保証できません。

(5) 1号認定から2号認定への変更(認定こども園に在籍しているかた)

認定こども園に1号認定で在籍しているかたで、在籍の施設内で2号認定に変更を希望する場合は、通常の申請と同様に利用調整(審査)にかかります。審査日の前日までに次の書類を提出してください。

① (教育・保育給付支給認定) 変更申請書

- ② 保育の必要性を証明する書類(「5 申請書と同時に必要な書類」を参照。育児休業期間中の変更はできません。)

※認定の変更日は希望月の1日付けとなります。また、年度途中審査による変更日は原則、審査日の翌月以降の希望月の1日付けとなります。

※必ずしも、2号認定へ変更できるとは限りません。

5 申請書と同時に必要な書類

太字は専用様式あり

(1) 保育の必要性を証明する書類(父母)

保育の理由	必　要　書　類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)
疾病・障がい	診断書 または障害者手帳・療育手帳の写し
常時介護等	介護状況届 と、 診断書 ・ケアプランの写し(要介護者の場合)・障害者手帳の写しのいずれか
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動状況報告書
就学	時間割と、在学証明書の写しまたは受講決定通知書の写し
D V 等	福祉事務所長、児童相談所長等の意見書または証明書

※61歳未満の同居祖父母がいる場合は、そのかたの分も必要です。

(2) マイナンバー(個人番号)確認のための書類

世帯全員の番号確認書類（写し不可） (正しい番号であることの確認)	保護者の身元確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)
いずれか1点 ・個人番号カード ・マイナンバー通知カード ・マイナンバー記載の住民票	いずれか1点…顔写真付き身分証明書 ・個人番号カード、運転免許証、パスポートなど いずれか2点…身分証明書 ・健康保険被保険者証（または健康保険の資格確認書）のほか、預金通帳や各納税通知書など

※個人番号カードは番号確認と身元確認を1点で行うことができます。

※マイナンバー通知カードの場合、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。

※上記番号確認書類および身元確認書類が揃えられない場合は、事前にお問い合わせください。

※代理人（保護者以外）のかたが申請書を提出する場合は、申請児童の世帯全員の番号確認書類と代理人の身元確認書類のほか、「委任状」が必要です。

(3) その他の書類(以下に該当するかた)

保護者の状況等	必要書類
保育料または副食費の助成を希望するかた (P 7~8 参照)	すこやか子育て支援事業助成申請書兼 保育料無償化事業助成申請書
令和7年1月1日の住所が秋田市外のかた、他市町村から課税されているかた…★ (令和8年9月以降に入所のかたは不要)	令和7年度住民税課税(非課税)証明書または 住民税特別徴収税額通知書・納税通知書の写し
令和8年1月1日の住所が秋田市外のかた、他市町村から課税されているかた…★	令和8年度住民税課税(非課税)証明書または 住民税特別徴収税額通知書・納税通知書の写し (令和8年6月以降に取得可能)
ひとり親世帯のかた	戸籍全部事項証明書 (離婚、死別、未婚を確認できるもの)
生活保護を受給しているかた	生活保護受給証明書または医療のしおりの写し
申請児童のきょうだいが新制度に参入しない幼稚園に入所中のかた	在籍証明書
世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、または特別児童扶養手当の受給者がいる場合 (在宅に限る)	手帳等の写し
入所されるお子さんご本人が福祉医療費受給者証（重度心身障がい児(者)）を受けられている場合	福祉医療費受給者証（重度心身障がい児(者)） の写し

※上記の「★」のどちらにも該当するかたで、お子さんが令和8年8月末までに入所し、同年9月以降も入所を継続する場合は、令和7年度および令和8年度の必要書類の提出が必要です。(P 6 参照)

なお、海外在住のかた、海外から転入されたかたのうち、上記の「★」に該当するかたは、令和7年または令和8年中の収入がわかる書類をお持ちの上、子ども育成課までお越しください。

6 出産前の仮申込みについて

現在妊娠中で、産休・育休取得後に職場復帰するかたは、仮申込みができます。

◆仮申込みに必要な書類

① **産休・育休明け等入所(仮)申込書**

② 父母の**就労証明書**（産休・育休期間等が記載されたもの）

※出産後、1か月以内に**教育・保育給付認定申請書**を提出してください。

※育休明け入所の場合、「ならし保育」として職場復帰日を含む1~4日前から入所することができます。ただし、入所年度と異なる年度のならし保育は利用できません。

※育休期間を変更した場合や、復帰前に退職した場合など、状況が変更となった際は申込みを取り下げる、再度申込みをしていただく必要があります。

7 届出内容の変更について

次の場合は、速やかに子ども育成課で手続きしてください。

- ・**家族構成や住所が変わったとき**
- ・**保育の理由が変わったとき**
- ・市町村民税の修正申告をしたとき（保育料が変わることがあります。）
- ・出産にともない育児休業取得の予定があるとき
- ・生活保護を受給したとき、または廃止となったとき
- ・お子さんの健康保険の被保険者または所得税法上の扶養者が変更となったとき

なお、認定の変更は事実発生日（事実発生日以降に変更申請書を提出した場合は提出日）の翌月1日からとなります。ただし、当月の第1開庁日に変更申請書を提出した場合は当月から変更となります。

8 入所後に育児休業を取得する場合

出産にともない育児休業を取得した場合、利用中の教育・保育施設等を継続して利用することが必要であると認められる場合は、継続して入所することができます。

◆継続入所に必要な書類

- ①（教育・保育給付支給認定）**変更申請書**（保育の理由を育休継続に変更）
- ② 育児休業を取得するかたの**就労証明書**（育休期間等が記載されたもの）
- ③ 教育・保育給付支給認定証（交付されている場合のみ）

※出産後、育児休業が始まる2週間前までに届出してください。

9 入所後の現況届について

2号・3号認定で入所しているかたは、保育を必要とする理由等の確認を行うため、毎年現況届の提出が必要です。提出がない場合は、施設の利用ができなくなることがありますので、必ず提出してください。（書類は毎年10月頃に施設を通じて配布します。）

10 保育料について

(1) 3~5歳児クラスのお子さん

- ・幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償になります。
- ・施設の利用において通常必要とされる経費（食材料費、行事費、通園送迎費など）は、保護者の負担となります。
- ・食材料費のうち副食（おかず・おやつ等）の費用については、年収360万円未満相当世帯のお子さんと第3子以降（注）のお子さんは免除されます。

（注）同一世帯から複数同時に教育・保育施設等に入所している未就学児童のうち、最年長の子どもから数えて3人目以降のお子さん

(2) 0~2歳児クラスのお子さん

保育料は、保護者の市町村民税所得割額の合算で算定します。世帯の状況によっては、同居の祖父母等の税額で算定する場合があります。

市町村民税額は、調整控除を除き、配当控除、住宅借入金等特別控除等を受ける前の税額を適用します。

①保育料算定の基礎となる市町村民税の年度区分

対象月	算定の根拠
4月～8月	令和7年度市町村民税により算定（令和6年中の所得）
9月～3月	令和8年度市町村民税により算定（令和7年中の所得）

- ・入所（退所）が月の途中となる場合、保育料は日割りとなります。
【入所日から（または退所日まで）の開所日数（25日限度）÷25日】
- ・欠席については、理由・日数に関わらず日割りとはなりません。
- ・修正申告等により税額が変更になった場合は、子ども育成課までご連絡ください。

②保育料の納付方法(利用施設により納付方法が異なります。)

◆認可保育所

- ・秋田市へ納付します。保育料決定時に納付書を郵送します。
- ・納付期限は毎月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。
- ・期限までに納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- ・納め忘れを防ぐため、できるだけ口座振替の手続きをお願いします。

※入所が決定したかたへ送付する書類に手続きの詳細を記載しています。

◆認可保育所以外（認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）

直接施設への納付となります。支払い方法は各施設にお問い合わせください。

11 保育料助成について

以下に該当する場合は、申請により保育料が助成となります。ただし、幼児教育・保育の無償化で保育料が全額無償となるかたを除きます。

なお、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども育成課で手続きしてください。（P 6 参照）

(1) すこやか子育て支援事業

一定の要件のもと、保育料を1／4または1／2助成

(2) 第1子保育料無償化事業

第1子の保育料を、一定の要件のもと全額助成

(3) 第2子以降の保育料助成(すこやか子育て支援事業拡充)

第2子以降の保育料を、一定の要件のもと全額助成

※戸籍全部事項証明書の提出が必要です。

(4) 第3子以降の出生に伴う保育料助成(すこやか子育て支援事業拡充)

第3子以降が生まれた場合、一定の要件のもと、出生月の翌月から第2子以降の保育料を1／2助成、さらに第3子以降の保育料も利用開始月から1／2助成

※戸籍全部事項証明書の提出が必要です。

●事業の概要

区分	要件1	要件2	助成内容
	対象児童	秋田市階層区分	
(1)すこやか子育て支援事業	入所児童全て	2・3号認定 D12階層以下	1／4または 1／2助成
(2)第1子保育料無償化事業	第1子		全額助成
(3)第2子以降の保育料助成	第2子以降		全額助成
(4)第3子以降の出生に伴う保育料助成	第3子以降が生まれた世帯の第2子以降	2・3号認定 D13～D17階層	1／2助成

※表中の階層については、市徴収基準額表（P 15～16）を参照してください。

※要件1・2全てに該当する世帯が対象です。

12 副食費助成について

3歳児クラスのお子さんから実費負担となる副食費について、以下に該当する場合は、申請により副食費が助成となります。

なお、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども育成課で手続きしてください。（P 6 参照）

(1) すこやか子育て支援事業

世帯の所得に応じて、1／2 または 1／4 助成

(2) 第2子以降の副食費助成

第2子以降は副食費を全額助成（上限額4,900円）

※戸籍全部事項証明書の提出が必要です。

●事業の概要

区分	要件1	要件2	助成内容
	対象児童	秋田市階層区分	
(1) すこやか子育て支援事業	入所児童全て	2・3号認定 D3階層～D12階層	1／2 助成
		2・3号認定 D13階層以上	1／4 助成
(2) 第2子以降の副食費助成	第2子以降	2・3号認定 D3階層以上	全額助成 (上限額4,900円)

※表中の階層については、市徴収基準額表（P 15～16）を参照してください。

※要件1・2全てに該当する世帯が対象です。

13 保育料減免について

事業不振や廃業、失業等により前年と比較して所得が著しく減少した世帯や、著しく多額な医療費等を支出している世帯、災害により多大な損害を受けた世帯で保育料を納付することが困難な世帯のために、保育料を減免する制度があります。

個々の状況に応じて必要な書類がありますので、あらかじめ子ども育成課にお問い合わせください。

◆減免の対象となる世帯

前年の所得金額の合計額が1,000万円以下の世帯で、次の基準に該当

- ①事業不振、廃業、失業等に伴い、所得金額（見込額）が前年の30%以上減少
- ②疾病等により、医療費等の支出が前年の所得金額の30%以上
- ③震災、風水害、落雷、火災等の災害により、家屋等に30%以上の損害

◆軽減割合

前年の所得の合計額	500万円以下	500万円超750万円以下	750万円超1,000万円以下
減免割合	所得減少割合	所得減少割合の1/2	所得減少割合の1/4
	医療費等支出割合	医療費等支出割合の1/2	医療費等支出割合の1/4

14 保育料以外にかかる費用について

保育料のほか、施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者の負担が適当と認められるものは、『実費徴収』する場合があります。

また、教育・保育の質の向上を図るために必要と認められるものや、平均的な水準を超えた施設整備については『上乗せ徴収』する場合があります。

詳細は、各施設へお問い合わせください。

15 その他の保育事業等について

(1) 延長保育

延長保育を利用する場合は、別途料金がかかります。

◎公立保育所の場合は1回200円。(上限は月3,000円)

なお、次のいずれかに該当する場合、延長保育の料金は免除されます。

①生活保護受給世帯

②市町村民税非課税世帯で、かつ、ひとり親世帯等

※「ひとり親世帯等」の詳細は、P16の「補足」を参照してください。

◎公立保育所以外は施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

(2) 一時預かり(教育・保育施設を利用していないかたが対象です。)

保護者のパート就労や病気、看護、出産などの理由により、一時的に家庭内保育ができなくなったときにお子さんをお預かりします。

お預かりできる期間は、仕事の都合などの場合は、週3日までです。

病気・看病・出産などやむを得ない理由の場合は、月15日までです。

実施施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業一覧(P11~13)を参照してください。

◎公立保育所は1日1,400円。公立保育所以外は施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

※就労など保育の必要性があるため一時預かりを利用する場合、一定の要件のもと、利用料が無償になることがあります。利用前に申請が必要になりますので、各施設または子ども育成課へお問い合わせください。

(3) 休日保育

保護者の就労などの理由により、恒常に日曜・祝日の家庭内保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。休日保育を利用した場合、平日に保育所等をお休みするようにしてください。

実施施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業一覧(P11~13)を参照してください。

(4) 病児・病後児保育

病気中または病気の回復期にある小学校6年生までのお子さんを、保護者の就労などの理由により家庭内保育ができない場合に、病院や保育所に付設された専用スペースで一時的にお預かりします。事前に利用登録等が必要となりますので、各施設へお問い合わせください。

◆病児保育

施 設	所 在 地	電話番号
市立秋田総合病院 病児保育園あすなろ	川元山下町7-10	883-1520
中通総合病院 病児保育室	南通みその町3-15	833-1122
ビーンズ保育園	保戸野八丁2-9	853-7166

◆病後児保育

施 設	所 在 地	電話番号
幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ	飯島西袋一丁目1-3	893-5880
あおぞら幼保連携型認定こども園	仁井田字仲谷地284	839-5375

(5) 広域入所について

居住地（住民票のある）の自治体ではなく、出産のための里帰り先や、勤務先等がある自治体内の教育・保育施設を利用する制度になります。

手続き方法は、現在住民票がある自治体（本市の場合は子ども育成課）にご相談ください。

●注意事項

- ・本市内の教育・保育施設は、本市に住民票があるお子さんの入所が優先されます。
- ・原則、年度契約となりますので、翌年度以降の入所はお約束できません。
- ・双方の自治体が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件になります。
- ・利用方法は双方の自治体で協議の上決定するため、ご希望の利用形態にそぐわない場合があります。
- ・本市の教育・保育施設の入所を希望し、入所希望日時点で本市内への転入が確定している場合は、転入先の住所を証明できる資料を提出することで、広域入所ではなく、通常の申込みが可能ですので、別途ご相談ください。

(6) 電子申請について

一部の手続きについて電子申請が可能です。

申請は、マイナンバーカードを利用した手続きとなり、専用アプリのインストール等、事前準備が必要となる場合があります。

ご利用時の注意点や申請内容の詳細については専用サイトをご確認ください。

●手続き可能な申請は以下のとおりです。



- ・教育・保育給付認定申請（兼保育利用申込）
- ・施設等利用給付認定申請
- ・変更申請（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定）
- ・認定事項変更届
- ・教育・保育給付支給認定証再交付申請

※随時追加する場合があります。

(7) 秋田市公式LINEについて



子育て世帯が必要な情報をタイムリーにお届けするため、
秋田市公式LINEを運用しております。
左記二次元コードからぜひご登録ください。

(8) 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて(ハローワーク関連)

手続きには、入所申込みで使用する「**教育・保育給付認定申請書（兼保育利用申込書）**」の写しが必要です。

そのため、申請者記入欄があるページ（表紙とその裏面（世帯の状況を記入するページ）の計2ページ）を申込み前にコピーして保管することを推奨します。

●その他注意事項



- ・上記のほか、「市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知」が必要となります。発行を希望するかたは、子ども育成課までお問い合わせください。
なお、発行には所定の様式に記入いただく必要があるほか、身分証明書の提示を求める場合があります。
- ・ハローワークでの手続きの詳細は、左記二次元コード（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。

○認可保育所 (利用対象: 2号、3号)

0~5歳までの保育を必要とする児童を教育・保育する施設

地域	施設名	利用定員	開所時間	短時間利用	所在地	電話番号	一時預かり	休日保育	病後児保育
北部	寺内保育所 (公立)	120	7:00~19:00	8:30~16:30	寺内油田二丁目5-1	863-6253	○		
	北保育園	48	7:00~19:00	8:00~16:00	下新城中野字街道端西241-62	873-5248			
	こどものいえ保育園	28	7:00~20:00	8:00~16:00	外旭川字三後田172	893-4340	○		
	さくらんぼ保育園	36	7:00~20:00	8:00~16:00	外旭川字前谷地53-1	827-3916	○		
中央	第一ルンビニ園	120	7:00~20:00	8:00~16:00	旭南一丁目5-10	862-3857	○	○	◎
	第二ルンビニ園	130	7:00~20:00	8:00~16:00	川元小川町1-53	862-3858	○	○	◎
	城南園	60	7:00~19:30	8:30~16:30	檜山古川新町41-2	832-3512	○	○	
	あきた保育園	90	7:00~19:00	8:30~16:30	南通築地2-6	833-4614	○	●	◎
	みづば保育園	40	7:00~19:00	9:00~17:00	保戸野八丁2-20	874-9881	○		
	みどり保育園	70	7:00~19:00	9:00~17:00	檜山南中町1-32	835-9298	○		
	わかこま第一保育園	100	7:00~19:00	8:30~16:30	山王二丁目1-21	862-0266	○		
	わかこま第二保育園	90	7:00~19:00	8:30~16:30	山王六丁目7-26	865-1033	○		
	南通りすこやか保育園	60	7:00~20:00	9:00~17:00	中通五丁目10-14	874-8102	○		
	こぐま保育園	30	7:00~19:30	8:00~16:00	泉菅野二丁目9-11	866-7767	○		
	かわしり保育園	60	7:00~20:00	8:30~16:30	山王臨海町4-15	823-3254	○	○	
	ほどの保育園	72	7:00~19:30	8:30~16:30	保戸野鉄砲町5-60	823-6928	○		
	かわぐち保育園	60	7:00~20:00	8:30~16:30	檜山登町10-50	832-4582	○		
	くれよんハウス	50	7:00~19:30	8:30~16:30	保戸野千代田町10-41	865-5029	○		
	やどめ保育園	70	7:00~19:00	8:30~16:30	千秋矢留町2-8	884-7474	○		
	ぱんだ保育園	30	7:00~20:00	8:00~16:00	泉中央四丁目1-1	893-5858			
	ナーサリー小鳥の木	90	7:00~19:00	8:30~16:30	八橋イサノ二丁目4-29	883-1341	○	●	
西部	日新保育園	150	7:00~19:00	8:30~16:30	新屋町字閑町後77-3	828-3211	○		
	勝平保育園	150	7:00~19:00	8:30~16:30	新屋松美ガ丘南町16-13	823-4520	○		
	はねかわ保育所	30	7:00~19:00	8:30~16:30	下浜羽川字下山48-105	879-2139	○	○	
	やまとばと保育園	80	7:00~19:00	8:00~16:00	新屋寿町8-69	865-0633	○		◎
	★グリーンローズ保育園	50	7:00~19:00	8:30~16:30	新屋表町8-19	828-3049	○		
東部	こばと保育園	110	7:00~19:00	8:30~16:30	広面字釣瓶町71-4	834-3429	○		
	ひがし保育園	70	7:00~19:00	8:00~16:00	手形字扇田18-1	835-6730	○		
	さくら保育園	80	7:00~19:00	8:30~16:30	桜二丁目13-27	884-7377	○		
	こひつじ保育園	72	7:00~19:00	8:00~16:00	広面字近藤堰添46-4	835-1227	○		
	こどものくに保育園	60	7:00~19:00	8:30~16:30	東通二丁目10-22	834-9548	○		
	あさひ保育園	90	7:00~20:00	8:30~16:30	手形字山崎92-18	832-8833	○	○	
	★秋田駅東保育園	55	7:00~19:00	8:30~16:30	東通三丁目6-8	837-4152	○		
	グリーンローズてがた保育園	70	7:00~20:00	8:30~16:30	手形休下町1-33	834-0766	○		◎
	めぐみ保育園	60	7:00~20:00	8:30~16:30	東通七丁目4-11	834-8122	○		
	ニチキッズ秋田ひろおもて保育園	40	7:00~19:00	8:30~16:30	広面字堤敷73-1	825-9533	○		
南部	大野保育園	140	7:00~19:00	8:00~16:00	仁井田字西潟敷11	834-9200	○		
	ごしょの保育園	120	7:00~20:00	8:30~16:30	御所野地蔵田二丁目9-6	892-7555	○		◎
	上北手保育園	100	7:00~19:00	8:00~16:00	上北手猿田字苗代沢87-6	839-3595	○		
	牛島ルンビニ園	70	7:00~20:00	8:00~16:00	牛島東四丁目7-48	832-3045	○		◎
河辺	河辺保育所 (公立)	150	7:00~19:00	8:30~16:30	河辺北野田高屋字上前田表68-1	882-3056	○		
岩見三内	岩見三内保育所 (公立)	39	7:00~19:00	8:30~16:30	河辺三内字外川原115	883-2555	○		
雄和	川添保育所 (公立)	89	7:00~19:00	8:30~16:30	雄和椿川字長者屋敷33	886-2139	○		

★…満3歳年度で卒園施設 ●…休日保育実施施設 (他園児童利用不可) ◎…体調不良児対応型 (他園児童利用不可)

※開所時間は、延長保育の対象となる時間を含みます。

○認定こども園 (利用対象：1～3号)

0～5歳までの保育を必要とする児童と3～5歳までの教育を希望する児童と一緒に
教育・保育する施設

地域	施設名	利用定員	開所時間 ※括弧内は土曜日	短時間利用	所在地	電話番号	一時預かり	休日保育	病後児保育
北部	外旭川わんわんこども園	200	7:00～19:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	外旭川字梶ノ目534	868-3400	○		
	認定こども園 土崎幼稚園	85	7:30～18:30	7:30～15:30	土崎港中央四丁目5-42	845-1297			
	土崎カトリックこども園 ※生後6か月以上	145	7:00～19:00	8:30～16:30	土崎港南三丁目13-35	845-1786			
	けやき平こども園	75	7:00～19:00	8:00～16:00	飯島字前田表248	845-7985	○		
	こども園あきた風の遊育舎	188	7:00～19:00	9:00～17:00	土崎港西三丁目8-28	846-6731	○		
	こども園こうほく風の遊育舎	130	7:00～20:00	9:00～17:00	土崎港北六丁目1-33	845-7166	○	○	
	こども園いづみ風の遊育舎	100	7:00～19:00	9:00～17:00	寺内字三千刈223-1	838-1350	○		
	幼保連携型認定こども園ふじ	135	7:00～19:00	8:30～16:30	飯島飯田一丁目12-40	816-0550	○		
	幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ	144	7:00～21:00	8:30～16:30	飯島西袋一丁目1-3	893-5880	○		○
	幼保連携型認定こども園ナーサリー土崎	144	7:00～20:00	8:30～16:30	土崎港中央六丁目10-6	845-1571	○		
中央	幼稚園型認定こども園 将軍野幼稚園・保育園	125	7:00～19:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	将軍野青山町11-18 将軍野青山町9-17	845-6724			
	幼保連携型認定こども園 ノースアジア大学附属こども園	225	7:00～19:00	8:30～16:30	茨島四丁目1-20	823-4540			
	聖園幼稚園・保育園	200	7:30～19:00	8:00～16:00	保戸野すわ町1-58	823-2695			
	認定こども園 聖靈幼稚園・保育園 ※生後6か月以上	118	7:30～18:30	8:30～16:30	南通みその町5-3	835-5692	○		
	認定こども園 山王幼稚園・保育園	327	7:00～19:00	8:30～16:30	山王中園町4-15	862-2223	○		
	認定こども園 ひかり幼稚園	95	7:30～19:00	8:30～16:30	泉中央三丁目2-1	863-4228			
	ウェルピューアイズみこども園	105	7:00～19:00	8:00～16:00	泉菅野二丁目17-27	896-7011	○		
	あきた中央こども園	119	7:00～19:00	8:30～16:30	保戸野千代田町1-10	896-0121	○	○	
	認定こども園 サン・バティオこども園	97	7:00～19:00	8:00～16:00	大町一丁目2-7	827-3864	○		
	ならやま認定こども園	105	7:00～19:00	8:30～16:30	南通宮田16-30	832-5008	○		
西部	白百合いづみこども園	148	7:00～20:00	9:00～17:00	泉中央五丁目6-1	823-1626	○		
	白百合こども園	211	7:00～20:00	9:00～17:00	八橋鰯沼町5-6	823-5361	○	○	
	認定こども園秋田幼稚園 ※1歳児クラスから	80	7:30～19:00 (7:30～18:30)	7:30～15:30	高陽青柳町13-31	862-3542	○		
東部	わかば幼稚園・保育園	92	7:00～19:00	8:00～16:00	山王三丁目1-24	863-8632	○		
	勝平幼稚園 ひよこ保育園 ※1号は3歳児クラスから	100	7:30～19:00	8:30～16:30	新屋松美ガ丘東町9-23	863-6227	○		
	ルーテル愛児幼稚園 ※3歳児クラスから	87	7:00～19:00	8:00～16:00	新屋表町8-19	828-3038	○		
南部	あらやこども園	120	7:00～19:00	8:30～16:30	新屋扇町4-27	828-2119	○		
	こまどり幼稚園・保育園	260	7:30～19:00 (7:30～18:30)	8:00～16:00	横森五丁目1-29	834-0968	○		
	あさひかわこども園	213	7:00～19:00	8:30～16:30	泉東町8-56	868-3700	○		
	公益財団法人鉄道弘済会 秋田認定こども園	76	7:00～19:00	8:00～16:00	手形休下町3-4	832-6812	○		
	あきたこどもの森 ※3歳児クラスから(1号は満3歳から)	21	8:00～19:00 (8:00～16:30)	9:00～17:00	濁川字家ノ前113	827-6465			
南部	幼保連携型 にいだこども園	291	7:00～19:00	8:00～16:00	仁井田本町三丁目5-48	839-2048	○		
	認定こども園 四ツ小屋	100	7:00～19:00	8:00～16:00	四ツ小屋字城下当場2-4	839-2734	○		
	秋田太陽幼稚園ベビー園 ※生後4か月以上	180	7:00～19:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	大住三丁目3-41	839-0311	○		
	あおぞら幼保連携型認定こども園	135	6:30～19:30	8:00～16:00	仁井田字仲谷地284	839-5375	○	○	○
	認定こども園 御所野幼稚園 ※1歳児クラスから	196	7:00～19:00	8:30～16:30	御所野元町五丁目1-2	826-1005			
	幼保連携型認定こども園 あおぞらないろ園	114	6:30～19:30	8:00～16:00	四ツ小屋字中野258	839-7979	○		○
	かんぱ認定こども園	128	7:00～19:00	9:00～17:00	牛島西一丁目7-42	832-9645	○		

○…体調不良児対応型（他園児童利用不可）

※開所時間は、延長保育の対象となる時間を含みます。

○小規模保育事業 (利用対象：3号)

0～2歳までの保育を必要とする児童を教育・保育する施設

満3歳になる年度で卒園となり、卒園後は連携施設への入所が優先されます。

地域	施設名	利用定員	開所時間	短時間利用	所在地	電話番号	連携施設	一時預かり	休日保育
北部	秋田みなと園	19	7:00～18:30	8:30～16:30	土崎港西三丁目8-14	846-0415	土崎幼稚園 土崎カリック		
	豆の木保育園	19	7:30～18:30	8:00～16:00	外旭川字三後田111-2	868-5257	外旭川わんわん 飯島幼、将軍野幼 土崎カリック		
	シエルアンジュ園	18	7:00～20:00	8:30～16:30	土崎港中央五丁目4-8	853-1725	外旭川わんわん、土崎幼 土崎カリック ナーサリーアーク	○	
中央	大町子供の家	12	7:00～18:00	8:30～16:30	大町五丁目7-38	823-4859	わかば幼稚園	○	
	きらきら保育園秋田駅前	12	7:00～20:00	8:00～16:00	中通四丁目17-15	827-5157	山王幼稚園 サン・パティオ	○	○
	チエリッシュ保育園	19	7:30～19:00	8:00～16:00	茨島四丁目3-36	802-0487	四ツ小屋 あらやこども園 のびのびこども園	○	
西部	エンジェルハウスかつひら	12	7:30～19:00	8:30～16:30	新屋松美ガ丘北町16-28	867-0556	勝平幼、ルーテル愛児 山王幼	○	
東部	シエル2号館	18	7:00～20:00	8:30～16:30	東通仲町21-14	853-1670	外旭川わんわん 秋田東幼稚園、めぐみ保	○	
	こまどりリトル園	18	7:30～19:00	8:00～16:00	横森五丁目18-9	838-1440	こまどり幼稚園	○	
南部	Kid's Patio !あきたルーム	11	7:30～18:30	9:00～17:00	御所野地蔵田一丁目1-1 付1F	874-8789	御所野幼稚園		
	ごしょのベビー園	18	7:00～19:00	8:30～16:30	御所野堤台一丁目5-4	838-1151	御所野幼稚園	○	

○事業所内保育事業 (利用対象：3号)

従業員のお子さんと一緒に、地域の0～2歳までの保育を必要とする児童を教育・保育する施設

満3歳になる年度で卒園となり、卒園後は連携施設への入所が優先されます。

地域	施設名	定員	うち地城枠	開所時間	短時間利用	所在地	電話番号	連携施設	一時預かり	休日保育
中央	しじな保育園	19	9	7:00～19:00	8:30～16:30	八橋南一丁目1-3	803-0170	山王幼稚園	○	
	きらら保育園かんとう通り	30	15	7:00～21:00	9:00～17:00	大町二丁目5-1	895-7267	サン・パティオ、山王幼、 秋田東幼、南通りすこやか保育園	○	○
西部	オランジェリー秋田 第1保育園	30	15	7:30～19:30	8:30～16:30	新屋鳥木町1-173	888-9310	にいだこども園 あらやこども園		

○幼稚園(新制度) (利用対象：1号)

3～5歳までの教育を希望する児童に教育を行う施設

地域	施設名	利用定員	開所時間	所在地	電話番号
北部	高清水幼稚園	20	7:30～18:30	将軍野南一丁目1-20	845-0781
	飯島幼稚園	60	7:30～19:00	飯島鼠田三丁目2-75	846-2036
中央	聖使幼稚園	30	8:00～18:00	保戸野中町6-36	862-4880
東部	手形山幼稚園	75	7:30～19:00	手形山東町1-37	832-9210
	ノースアジア大学附属さくら幼稚園	45	7:00～19:00	下北手桜字新桜谷地2	834-2957
河辺	和田幼稚園	15	7:00～19:00	河辺和田字和田144-1	882-2167

※小規模保育事業～幼稚園(新制度)の表にある開所時間は、延長保育(預かり保育)の対象となる時間を含みます。

○企業主導型保育事業

従業員のお子さんを保育する施設ですが、地域枠を設け従業員以外のお子さんを受入れする場合もありますので、直接施設へお問い合わせください。

地域	施設名	定員	うち 地域枠	開所時間	所在地	電話番号
中央	ゆめの樹保育園	18	9	7:00～20:00	山王四丁目4-14 教育会館1F	827-6810
	さんのうベビー園	12	6	7:00～19:00	川元開和町13-34	838-6722
	ビーンズ保育園	19	6	7:30～19:30	保戸野八丁2-9	853-7166
西部	オランジェリー秋田 第2保育園	42	13	7:00～20:30	新屋鳥木町1-173	872-7171
東部	ニチイキッズ秋田はすぬま保育園	18	9	7:30～19:00	広面蓮沼104-1 クリーンセラミックマンション1F	825-8128

○幼稚園(新制度未移行)

新制度に参入しない教育施設で、認定を必要としません。

地域	施設名	利用 定員	開所時間	所在地	電話番号
中央	秋大教育文化学部附属幼稚園	96	8:40～13:55	保戸野原の町14-32	862-2343
東部	秋田東幼稚園	320	7:10～19:00	東通三丁目5-1	832-1432

○認可外保育施設

新制度に参入しない保育施設で、認定を必要としません。

保育料等は各施設で定めていますので、直接施設にお問い合わせください。

地域	施設名	開所時間	所在地	電話番号	一時 預かり	休日 保育
中央	大町子供の家	18:00～2:00	大町五丁目7-38	823-4859	○	

※企業主導型保育事業～認可外保育施設の表にある開所時間は、延長保育(預かり保育)の対象となる時間を含みます。

★ベビーシッター

依頼者の自宅、または事業者の自宅において保育を提供しています。
詳細については直接お問い合わせください。

施設名	開業時間	所在地	電話番号
WILL UP DATE	6:00～24:00	河辺戸島字白熊沢82	080-7383-0808
キッズライン相馬	6:00～20:00	将軍野南三丁目	090-7660-7839
山田万希子	9:00～20:00		090-7523-0358

◆「ここd eサーチ」では、施設の基本情報や所在地を地図情報と併せて確認できます。



子ども・子育て支援情報公表システム「ここd eサーチ」は、各施設の基本情報や所在地を確認できるほか、ご自宅や就労先などの住所を入力して検索することで、その周辺にある施設情報を地図情報と併せて確認することができます。

左記二次元コードを読み取り、ぜひご活用ください。

2号・3号認定 保育料市徴収基準額(月額)

○ひとり親世帯等

(単位:円)

国階層区分		1	2	3			4				4・5	6・7・8										
秋田市階層区分		A	B	C1S	C2S	C3S	D1S	D2S	D3S	D4S	D4~D12	D13~D20										
市民税額		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税均課等割税の帯み	市民税 所 得 割 課 税 世 帯																	
					100円 以上	5,000円 以上	48,600円 以上	51,000円 以上	56,000円 以上	62,000円 以上	77,101円 以上	169,000円 以上										
0~2歳児 クラス	標準時間	0	0	3,850	4,490	4,890	5,400	6,300	6,480	7,290	下記の表による											
	短 時 間	0	0	3,850	4,490	4,890	5,400	6,300	6,480	7,290												
3~5歳児 クラス	標準時間	0(無償)									下記の表による											
	短 時 間	0(無償)																				
多子軽減		—	年齢に関わらず、生計を同一にする子どもの順で2人目以降は無料								下記の表による											
保育 料助 成	すこやか助成割合 (以下を除く)	—	1/2		ひとり親1/2 それ以外1/4																	
	★1	—	全額助成																			
	★2、★3	—																				
副食 費助 成	すこやか助成割合 (以下を除く)	—								1/2	ひとり親 1/2 それ以外 1/4											
	★4	—								全額助成												

○上記以外の世帯

国階層区分		1	2	3			4							
秋田市階層区分		A	B	C1	C2	C3	D1	D2	D3	D4	D5	D6		
市民税額		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税均課等割税の帯み	市民税 所 得 割 課 税 世 帯									
					100円 以上	5,000円 以上	48,600円 以上	51,000円 以上	56,000円 以上	57,700円 以上	62,000円 以上	79,000円 以上	86,000円 以上	
0~2歳児 クラス	標準時間	0	0	13,850	15,990	17,320	18,000	21,000	21,600	21,600	24,300	24,600	27,750	
	短 時 間	0	0	13,620	15,720	17,030	17,700	20,650	21,240	21,240	23,890	24,190	27,280	
3~5歳児 クラス	標準時間	0(無償)									右ページへ続く			
	短 時 間	0(無償)												
多子軽減		—	年齢に関わらず、生計を同一にする子どもの順で2人目は半額、3人目以降は無料						同一世帯から複数同時に教育・保育施設等に入所している未就学児童のうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料					
保育 料助 成	すこやか助成割合 (以下を除く)	—	1/2		1/4									
	★1、★2	—	全額助成											
	★3	—												
副食 費助 成	すこやか助成割合 (以下を除く)	—								1/2				
	★4	—								全額助成				

【補足】

- 市民税所得割の額の計算においては、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等)を適用しません。
- 「ひとり親世帯等」…ひとり親世帯および、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者(在宅に限る)がいる世帯をいいます。

【多子軽減について】

- 生計を同一にし、同居していないお子さんがいる場合は、戸籍全部事項証明書を提示のうえ、申し出が必要です。
- 新制度未移行幼稚園に入所しているきょうだいがいる場合は、在籍証明書(指定様式あり)の提出が必要です。

【保育料助成について】※0歳～2歳児クラスのお子さんが対象です。なお、副食費は保育料に含まれています。

★1 第1子

★2 第2子以降(第1子の年齢上限なし)

★3 第3子以降が生まれた世帯の第2子以降(第1子の年齢上限なし)
※第2子以降は第3子以降の出生翌月～

【副食費助成について】※3歳～5歳児クラスのお子さんが対象です。

★4 第2子以降(第1子の年齢上限なし)

※★1から★3までは、幼児教育・保育の無償化で保育料が全額無償となるかたを除きます。

※★2、★3、★4は、申請(または変更届)の際に、戸籍全部事項証明書の提出が必要です。

※★3で第3子以降が出生した際、在園中の第2子以降の助成割合を変更するには変更届の提出が必要です。

※副食費助成の助成対象経費は、上限4,900円となります。

左ペーパー^{より}

(単位:円)														
5						6						7・8		
D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20	
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯														
97,000円 以上	109,000円 以上	119,000円 以上	131,000円 以上	142,000円 以上	154,000円 以上	169,000円 以上	176,000円 以上	199,000円 以上	230,000円 以上	268,000円 以上	301,000円 以上	320,000円 以上	339,000円 以上	
109,000円 未満	119,000円 未満	131,000円 未満	142,000円 未満	154,000円 未満	169,000円 未満	176,000円 未満	199,000円 未満	230,000円 未満	268,000円 未満	301,000円 未満	320,000円 未満	339,000円 未満		
27,820	31,600	31,820	34,490	34,940	38,720	39,040	40,260	45,140	46,670	46,970	47,200	47,360	52,000	
27,350	31,070	31,280	33,910	34,350	38,070	38,380	39,580	44,380	45,880	46,180	46,400	46,560	51,120	
0(無償)														
同一世帯から複数同時に教育・保育施設等に入所している未就学児童のうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料														
1／4						非該当								
全額助成						非該当								
1／2						1／2								
1／2						1／4								
全額助成														